

多治見市新型インフルエンザ 等対策行動計画 概要版

平成26年7月

被害想定

		多治見市	岐阜県	全国
流行期間		約8週間		
患者数(人口の25%)		約2万8,000人	約52万人	約3,200万人
受診者数(人口の1~2割)		約1万6,000人~ 約2万1,000人	約20万人~ 約40万人	約1,300万人~ 約2,500万人
中程度※1	入院患者 (1日あたり最大)	約450人 (約90人)	約8,600人 (約1,600人)	約53万人 (約10万1,000人)
	死者数	約150人	約2,800人	約17万人
重度※2	入院患者 (1日あたり最大)	約1,750人 (約350人)	約3万2,500人 (約6,500人)	約200万人 (約39万9,000人)
	死者数	約560人	約1万400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度		

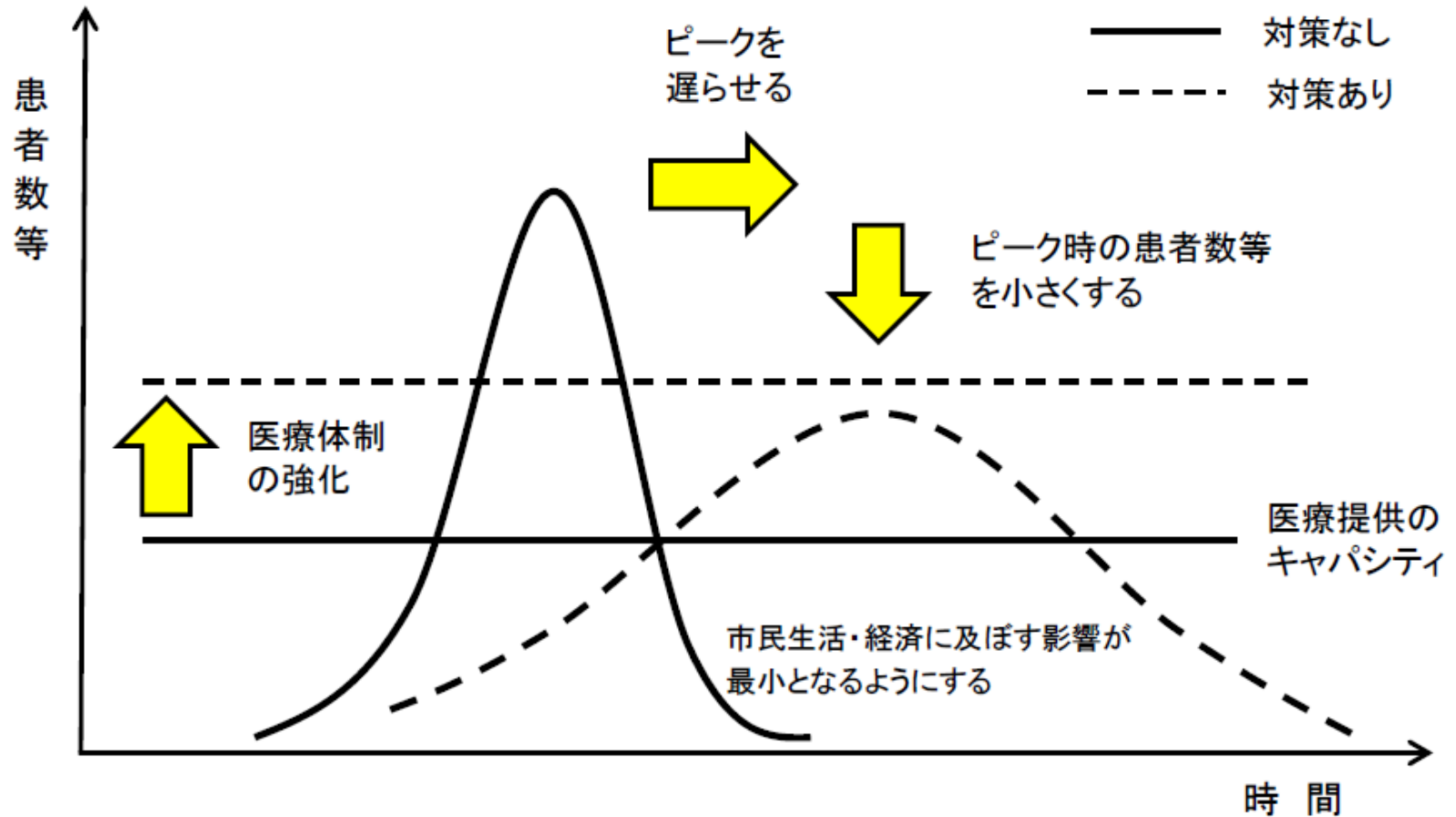
※1アジアインフルエンザ並(致死率0.53%)

※2スペインインフルエンザ並(致死率2.0%)

目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2. 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする。

対策のイメージ



対策推進のための役割分担 (行政機関)

行政機関	役割の概要
国	<p>新型インフルエンザ等対策を実施し、地方公共団体等が実施する対策を支援する。</p> <p>ワクチンその他の医薬品の調査・研究を推進し、新型インフルエンザ等に関する調査研究に係る国際協力の推進に努める。</p>
県	<p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。新型インフルエンザ等の発生時は直ちに県対策本部を設置。市町村の支援、広域対応のための市町村間の調整を行う。</p>
市	<p>生活基盤となる行政サービスを継続しつつ、市民への情報提供を行うとともに、要支援者の生活支援を行う。国の「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を受けて、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、迅速な対策を実施する。</p>

各段階における主要6項目の概要

	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた体制整備 ・市内発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内発生の遅延と早期発見 ・市内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制整備 ・適切な医療提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の維持 ・市民生活経済への影響を最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活経済の回復を図り、再流行に備える
1.実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の策定 ・業務継続計画の策定 ・関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・県対策本部設置時または市長判断で市対策本部設置 ・市の対策を決定・実施 			<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて対策の縮小・解除 ・再流行に備え、体制整備 ・計画・対策の評価・見直し
2.情報収集・提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・共有・分析 ・発生段階に応じた情報提供 ・相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 			<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の縮小
3.予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人、地域・職場レベルでの感染予防や対応方法を勧奨 ・保育園、幼稚園、小中学校、福祉施設等における感染予防等の徹底 ・資機材の備蓄 				<ul style="list-style-type: none"> ・再流行に備えた感染対策を行うように周知
<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【緊急事態宣言発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が行う不要不急の外出自粛、施設の使用制限等に協力 </div>					

各段階における主要6項目の概要

	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
4. 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種・住民接種実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の開始 ・ワクチン供給について県、医療機関と調整を進め、速やかに住民接種を実施 			<ul style="list-style-type: none"> ・再流行に備えて予防接種の継続
5. 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・感染期における地域医療体制の確保に向けた体制整備 ・感染期における救急体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し、地域医療体制を維持 ・医療機関との情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の医療体制に戻る
<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【緊急事態宣言発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が行う臨時の医療施設の開設に協力 </div>					
6. 市民生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への生活支援対策の検討・実施 ・感染期における水道の安定供給、ゴミ収集業務についての体制整備 ・火葬を円滑に行うための体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の安定供給、ゴミ収集業務の維持 			
<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【緊急事態宣言発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬の円滑な実施 ・生活物資の価格の安定 生活相談窓口の拡充 </div>					